

平成28年度 第2回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成28年10月24日(月) 10:00～11:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
田原 緑	会 長 出席
小川 詠二	委 員 出席
荒井 英理子	副会長 出席
矢口 裕子	委 員 出席
岡庭 武利	委 員 出席
森 宏高	委 員 出席
浅賀 和彦	委 員 出席
事務局	田中課長 鈴木課長補佐兼係長 石山主査 高橋主事 谷口主事 企画調整課 上野係長
案件提出課	健康推進課 渡辺主幹 高橋主査 ふくし総合支援課 稲舂室長 元井主任 板垣主事 道路河川課 広瀬課長補佐 高村主任 渡邊主事 下水道課 大森課長補佐 飯塚主事 指令課 山本課長 生涯学習課 土屋課長補佐
1	開会 事務局田中課長から開会宣言 10:00開会 会長挨拶
2	前回の会議録の署名 田原会長、荒井副会長、小川委員が署名
3	審議 諮問事項 ・諮問事項 諮問第14号～諮問第25号について
4	事務局連絡事項 第3回三郷市個人情報保護審議会の日程について
5	閉会

3 審議

諮問事項 諮問第14号から諮問第25号まで事務局から概要説明

質疑

浅賀委員： 諮問第19号についてお聞きします。認知症初期集中支援事業に関する業務の外部委託の条件に「情報の管理方法等の指定」や「立入調査」がありますが、どのように実施するのでしょうか。認知症初期集中支援チームは、医療・介護の専門職で構成されるチームであることから、外部委託は所属や職場が違う専門職員に行うものと理解しています。所属や職場が違う専門職員に対して、個人情報の管理方法の指定はどのように行うのでしょうか。

稲舂室長： 認知症初期集中支援事業に関する業務を委託する際には、委託契約書に個人情報の取り扱いに関する規定として、個人情報の無断持出や漏えい、紛失に注意しなければならない、受注業務に関して知り得た情報を正当な理由が無いのに他人に知らせてはいけない等の規定を明記します。

浅賀委員： 業務委託は、チーム員個人と契約するのでしょうか。それとも、チーム員が所属している法人と契約をするのでしょうか。

稲舂室長： 現在は試験運用として、三郷市医師会と契約をしております。

田原会長： 認知症初期集中支援事業の内容が漠然としていて分かりにくいので、具体的な業務内容の説明をお願いします。

稲舂室長： 認知症初期集中支援事業とは、認知症が疑われる人又は認知症患者とその家族に対して初期段階の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へ繋げることを目的とした事業であり、医師・看護師・社会福祉士の3名で構成されている認知症初期集中支援チームを認知症が疑われる人又は認知症患者とその家族に派遣するものです。現在、認知症初期集中支援チームは試験的運用を開始し、来年度から正式に運用を開始したいと考えております。

田原会長： 委託先は認知症初期集中支援チームではなく、医師会になるのでしょうか。

稲舂室長： 現在の予定では、医師会になります。

矢口委員： 認知症患者とその家族が抱える問題は様々なものがあり、個々のケースによって対応が異なります。認知症初期集中支援事業に関する業務の概要

の資料に、「情報共有が必要な場合に必要最小限の範囲内で個人情報を使用する。個人のケースによって必要な情報が異なるため、個人情報登録票には想定される最大範囲を記載している」とありますが、必要な個人情報の最小、最大範囲とはどのようなものが想定されるのでしょうか。

稲 舛 室 長： まず必要な個人情報の最小範囲とは、個人の特定に必要な氏名、住所、性別、生年月日の基本4情報です。そして今回諮問させていただいております諮問第16号の個人情報登録票に記載がある個人情報の記録の内容が、必要な個人情報の最大範囲です。ケースによっては、基本4情報と健康状態の情報のみで足りる場合もあれば、障害の状況、施設入退所状況、収入の状況等、多くの情報を収集したうえで判断しなければならない場合もあり、個々のケースによって必要な情報が異なります。その為、個人情報登録票には必要最大限の範囲で登録させて頂きたいと考えています。

荒井副会長： 認知症初期集中支援チームは1チームのみで活動しているのでしょうか。それとも複数あるのでしょうか。また、委託業務の期間につきまして、外部委託記録票では単年度となっておりますが、業務内容を考慮すると単年度では完結できないケースもあると予想されます。それでも、単年度ごとに契約を見直し、認知症初期集中支援チームを再編成するのでしょうか。それとも継続契約を考えているのでしょうか。

稲 舛 室 長： 現在は試験運用のため、1チームで活動しています。

委託契約につきましては、委託先は変更せず単年度契約をします。

岡 庭 委 員： 諮問第19号に限ったことではありませんが、現在市の委託契約につきましては、単年度主義の影響により、形だけ単年度契約をしており実質は継続契約になっている契約形態が多数存在していると思います。外部委託記録票の業務委託期間につきましては、形だけの契約に則って作成するのではなく、実質の契約に基づき単年度契約か継続契約か判断し外部委託記録票を作成すべきだと考えます。また、個人番号を収集している業務の個人情報登録票につきまして、個人情報の記録の内容に個人番号の項目を増やす見直しはされているのでしょうか。

事 務 局： 個人番号の利用につきましては、法で決められた業務に限られています。今回の諮問案件には個人番号利用業務は有りませんので、個人情報登録票

に個人番号についての記載はございません。個人番号利用業務の個人情報登録票には備考欄に「個人番号利用業務」と記載する取扱いをとっています。

岡庭委員： 外部委託記録票の委託の条件について、個人番号利用業務を外部委託する場合、委託の条件の項目は変わるのでしょうか。

事務局： 個人情報を取り扱う業務を外部委託する際には、契約書の他に「個人情報取扱に関する特記仕様書」を添付し、委託先に個人情報の取り扱いに充分注意するように指導したうえで契約をいたします。個人番号が含まれる個人情報（特定個人情報）の業務委託につきましては、更に厳重な取扱いが必要になるため、「個人情報取扱に関する特記仕様書」より詳細に個人情報の取り扱いについて規定をしている「特定個人情報取扱特記事項」を取り交わします。現在、基幹事業以外で特定個人情報を取り扱う業務委託は発生しておりません。

岡庭委員： 「個人情報取扱に関する特記仕様書」には無く「特定個人情報取扱特記事項」にはある項目が、現在の外部委託記録票の委託の条件の項目で網羅されているか確認してください。

事務局： 岡庭委員からご指摘いただきました件につきましては、事務局にて見直させていただきます。

田原会長： 「個人情報取扱に関する特記仕様書」と「特定個人情報取扱特記事項」は共通の様式なのでしょうか。それとも部署ごとに違うものを使用しているのでしょうか。

事務局： 個人情報に関する仕様書等につきましては、各課共通のものを使っています。只今様式を用意しておりますので後ほど配布いたします。

田原会長： 分かりました。他に質問はございますか。

矢口委員： 諮問第14号、諮問第16号についてお聞きします。まず、諮問第14号につきまして、特定健診の受診率を上げるため、特定健診未受診者の診療情報を本人同意のうえで収集し、特定健診を受診したものとみなす業務を行うとのことですが、業務を開始するにあたり必要な本人同意が得られない場合が多いと予想され、受診率の向上には繋がりにくいと考えますが、担当課ではどのような考えがあるのでしょうか。次に諮問第16号に

つきまして、地域ケア会議は事務者レベルと代表者レベルの2つの会議が開催されているとのことですが、2つの会議の違いを教えてください。

高橋主査： 諮問第14号についてお答えいたします。矢口委員がおっしゃる通り、特定健診未受診者の診療情報を収集するにあたり、本人の同意が得られなければ業務は先に進まず、受診率の向上には繋がりません。ただし、この事業につきましては、県が推奨している事業であり、県内で既に数カ所の自治体を実施しております。診療情報の回収率につきましては最大でも5%ほどと想定しており、5%回収できれば受診率が1～2%上昇すると見込んでいます。少ない件数だとしても、受診率の向上につながる事業であるため、医師会や医療機関と密に連絡をとり、丁寧な説明を心がけ、受診率の向上を目指し事業を進めたいと考えております。

元井主任： 諮問第16号の事務者レベルのケア会議と代表者レベルのケア会議の役割の違いについてお答えいたします。まず、事務者レベルのケア会議とは地域包括支援センターが主催する個別ケア会議のことです。地域包括支援センターとは高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関です。三郷市には6つの地域包括支援センターが設置され、各担当圏域内に住んでいる高齢者本人とその家族、地域住民の悩みや相談を受ける窓口となっています。相談された内容が地域包括支援センター内だけでは解決できない場合、事務者レベルの医療機関職員や介護職などの専門職を集め、個別地域ケア会議を開催することにより、課題の解決や地域課題の把握を行います。代表者レベルのケア会議とは、市主催の地域ケア会議です。市主催の地域ケア会議では、個別ケア会議で解決できなかった困難事例の解決や、地域課題の解消のために行います。

小川委員： 諮問第14号についてお聞きします。個人情報の収集目的に特定健診の未受診者を対象に受診勧奨を行うとあります。特定健診未受診者の診療情報を収集する事業につきまして、特定健診は受けていないが、特定健診と同等の検査を受けている方の診療情報を収集することにより、特定健診を受診したものとみなし、特定健診の受診率を上げる事業ということであれば、収集目的の受診勧奨には当てはまらないのではないのでしょうか。

高橋主査： 特定健診未受診者対策に関する業務につきましては、今回新たに実施いたします。特定健診未受診者の診療情報収集事業の他にも、受診率向上のための事業が複数含まれています。そのため、特定健診未受診者対策に関する業務の個人情報の主な収集目的は特定健診の受診勧奨を行い、受診率向上を図ることです。

渡辺主幹： 医療機関を受診していることを理由に特定健診を受診しないと考えている方もいらっしゃると思いますが、国民健康保険の被保険者につきましては、基本的に高齢者の医療の確保の法律に基づき、市の特定健診を受診していただくようお願いしております。

田原会長： 諮問第16号についてお聞きします。個別地域会議と市主催の地域ケア会議の違いにつきまして、確認させていただきます。個別ケア会議は、個別の案件についてどのように解決すれば良いか、専門家で構成された会議で当事者も同席して検討するものと理解しています。それに対し、市主催の地域ケア会議は、個別ケア会議で問題となった案件について共通認識を持つための事例研究会のようなものだと考えてよろしいのでしょうか。

元井主任： 個別ケア会議は議題になる個別案件の関係者を集め、案件の解決を図る他に、関係者同士のネットワークを構築することを目的としています。市主催の地域ケア会議は個別ケア会議で解決できなかった困難ケースについて、個別案件の関係者より専門性が高い専門職を集め、課題を再度検討して解決することを目的としています。

荒井委員： 同じく諮問第16号についてお聞きします。地域ケア会議は市民が地域包括支援センターに困っていることなどを相談し、相談の内容によって、地域ケア会議が開催されるといった理解でよろしいでしょうか。また、人事異動等による担当者の変更があった際、事務の引き継ぎはどのように行うのでしょうか。

元井主事： 地域ケア会議は日常生活に困っている本人又はその家族等、支援をしている方からの相談を受け、相談内容が解決困難事例であった場合に開催される会議です。そのため1回の会議では課題の解決には繋がらないことが多く、複数回会議をすることにより解決を図ります。課題の解決ができていない状況で当事者のケアマネージャー等が人事異動で変わることが考え

られますが、保有している個人情報ケアマネージャー等が所属している事業所を通して引き継いでもらいます。

荒井委員： 外部委託につきましては単年度での委託契約は考えにくいと思いますので、見直しをお願いします。

矢口委員： 諮問第20号についてお聞きします。三郷市地域包括支援センター運営協議会委員の選任方法を教えて下さい。

元井主任： 三郷市地域包括支援センター運営協議会委員につきましては、介護・医療等に関係する団体の代表者や学識経験者、市民団体の代表者、介護予防サービスの利用者等から選任します。

田原会長： 他に質問はございますか。

事務局： 先ほどお話がありました「特定個人情報取扱特記事項」の様式のご用意ができましたので、配布いたします。従来の「個人情報取扱に関する特記仕様書」に比べると、より、厳重な取扱いをするように規定しております。

田原会長： 今後、マイナンバーが含まれる個人情報を引き渡す外部委託をする場合、外部委託記録票の委託の条件に「特定個人情報取扱特記事項」の内容が追加されるのでしょうか。

事務局： 「特定個人情報取扱特記事項」の内容を外部委託記録票の委託の条件が網羅しきれていない場合、修正させていただきます。

岡庭委員： マイナンバーが含まれる個人情報を引き渡す必要がある業務は外部委託をする際に注意をお願いします。立入調査をする際には、委託の条件の中でも特に指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止、情報管理方法の指定、再委託の禁止について調査するよう、事務局から各部署に指導してください。

事務局： 承知しました。

荒井委員： 諮問第25号についてお聞きします。幼児教室とはどのようなものでしょうか。

土屋補佐： 幼児教室とは、幼稚園と同様の年齢層を対象に幼稚園と同様な授業体系を取っており、授業の他、お昼寝やどろんこ遊びができる幼児教育施設です。市が建物の維持管理を行っており、運営管理は幼児教室の代表が行っています。

田原会長：他に質問はございますか。無いようでしたら諮問を承認することで異議なしと認め、承認することといたします。

4 事務局連絡事項

(1) 第3回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局：次回の審議会の日程ですが、平成29年1月23日月曜日午前10時からを提案させていただきます。ご都合いかがでしょうか。

田原会長：皆様よろしいでしょうか。この案を了承し、次回は平成29年1月23日月曜日午前10時からといたします。

事務局：皆様、お疲れさまでした。これで平成28年度第2回三郷市個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。

5 閉会

署名欄	会長	
	署名委員	
	署名委員	